

## その他案件(1)

# 生駒市立地適正化計画の策定（事前説明）

# 生駒市立地適正化計画策定の概要(予定)

## 策定期間

- ・ 令和6年度～令和7年度の2年間

## 検討体制

- ・ 都市計画審議会内に立地適正化計画検討部会を立ち上げ

### ※立地適正化計画とは

- ・ 都市再生特別措置法第81条(H26.8施行)に基づき、都市の人口密度を維持することや、都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行い、コンパクト+ネットワークの実現をはかる